

「環境関連法規の最新動向と対策～水質汚濁防止法と改正フロン法～」

環境関連法規の遵守が企業に求められる中、近年は水質汚濁防止法などの法改正の動きが大きく、最新の情報を入手し対応することが重要となってきています。「水質汚濁防止法」と「フロン回収・破壊法」の改正に向けた最新動向や社内での管理方法についてセミナーを開催しましたので、その概要を紹介します。

水質汚濁防止法の改正と京都府の取り組み

丸山勝之 氏

京都府環境部環境管理課水質担当 主査

水質汚濁防止法は工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透の規制等により、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図ることを目的としています。しかし、昨今の調査によって、工場及び事業場からのトリクロロエチレン等の有害物質の漏洩による地下水汚染が毎年継続的に確認されています。これらは、事業場等における生産設備・貯蔵設備等の老朽化などによる漏洩が原因の大半を占めています。また、地下水汚染は、地下における水の移動経路が複雑であるため、原因者の特定が難しく、自然の浄化作用による水質の改善が困難であることから、地下水汚染の未然防止のための実効ある取り組みの推進が求められています。

有害物質による地下水汚染を未然に防止するため、平成24年6月に本法は改正されました。この改正により、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守義務、定期点検及び結果の記録・保存を義務付ける規定等が新たに設けられました。

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者は、施設の床面及び周囲、施設に付帯する配管等、施設に付帯する排水溝等、地下貯蔵施設について定められている構造、設備及び使用の方法に対する基準を満たす必要があります。法施行時点の既存施設については、3年間は構造基準の適用が猶予されていましたが、適用猶予期限は既に終了していることから、平成27年6月1日以降に基準に適合していないものには法令違反であり、行政処分される場合があります。



改正フロン法による事業者の役割と責務

藤井由貴 氏

京都府環境部環境管理課大気担当 技師

フロン類はオゾン層破壊や地球温暖化の原因となることから、大気中への排出を抑制することが必要であり、フロン回収・破壊法が制定され、業務用冷凍空調機器の廃棄の際に冷媒として使用されるフロン類の回収等が義務付けられていました。しかし、冷凍空調機器の設備不良や経年劣化などにより、フロン類等の機器使用時の漏洩量が増加しています。また、高い温室効果を持つフロン類の排出量が急増していることから排出削減が喫緊の課題となっています。

このような状況を改善していくため、平成27年4月にフロン回収・破壊法が改正されました。今回の改正では、フロン類の回収・破壊にとどまらず、フロン類のライフサイクル全般にわたる排出抑制を図ることとしており、業務用冷凍空調機器使用事業者も定期点検や算出漏洩量報告義務の対象となりました。具体的には機器の管理者は全ての機器を対象とする「簡易点検」と一定規模以上の機器について専門知識を有する者が行う「定期点検」の2種類の点検を行う必要があります。業務用冷凍空調機器の所有者が簡易点検を実施するにあたっては、目視による外観点検を少なくとも3箇月に1回実施することになります。大型機器に関しては冷媒フロン取扱い技術者等の有資格者による定期点検を1年に1回以上実施する必要があります。また、平成28年8月までに管理者には算定漏洩量の報告が求められており、事業者の合計として、1000トン以上の漏洩があったときには事業所所管大臣への報告が義務付けられることとなりました。

次回環境セミナー開催予定

平成27年度 第2回環境セミナー「化学物質管理入門～化学物質規制の最新動向と対応策～」

- ◆日 時：平成28年1月25日(月) 13:30～16:30 ◆会 場：京都府産業支援センター5階 研修室
- ◆内 容：(1)RoHS指令・REACH規制の要点と対策
(2)CEマーキングの技術文書作成のポイント
(3)化学物質に関するリスクアセスメントの実施義務化について
- ◆講 師：一般社団法人東京環境経営研究所 理事長 松浦徹也 氏

※詳細については当センターホームページやメールマガジンでお知らせします。

お問い合わせ先

京都府中小企業技術センター 基盤技術課 化学・環境担当 TEL:075-315-8633 FAX:075-315-9497 E-mail:kiban@mtc.pref.kyoto.lg.jp